

2. 7 便所・洗面所

◆設計の考え方◆

- ・高齢者・障害者等の社会参加を促進する上で、様々な身体機能上の制約を受ける人が利用可能な多機能便房を備えた便所の設置が必要である。
- ・様々な利用者に配慮した多機能便房を設置することが求められると同時に、多機能便房以外の便所・洗面所においても、高齢者・障害者等が使用可能な整備を行うことが求められる。
- ・多機能便房は、高齢者・障害者等が認識しやすい位置に設け、車いす回転スペース、手すり、オストメイト用の汚物流しや水栓、オムツ交換シート等を設置して利用者のニーズに対応することが求められる。
- ・障害のある人が便所を利用する際には、便座への移乗の仕方ひとつとっても様々である。1つの多機能便房において全ての利用者に対応することが難しい場合は、1つの建築物内に様々な利用者を想定した多機能便房を分散するといった工夫も求められる。
- ・高齢者・障害者等が容易に認識できるように位置を表示すること、及び便所のレイアウトや機能に関する情報を表示することが求められる。
- ・便所への経路は、高齢者・障害者等が円滑に到達できるよう配慮する。建築物の用途によっては、同時に多数の車いす使用者が利用する場合もあるため、多機能便房や車いす使用者が利用できる便房を複数設ける必要がある。

